

令和3年度入学試験 面接「概要とねらい」

(入試情報公開用)

人間発達文化学類 学校推薦型選抜Ⅱ 特別支援・生活科学コース

(特別支援学校) (家庭科または特別支援に関心のある小)

特別支援または生活科学に関する資料を用いた面接場面での質疑応答を通して、受験生の理解力、思考力、表現力とともに、特別支援教育または家庭科教育に対する関心、意欲、適正などを総合的に評価する。

1. 「機会平等」に潜む能力主義とその批判

合理的配慮提供義務の起源は、障害を持つアメリカ人法（1990年、以下 ADA 法とする）である。ADA 法は第 1 章で、民間事業所における「有資格の障害者」に対する雇用差別（報酬、昇進、解雇の条件などを含む）の禁止を規定している。有資格とは「必須職務を遂行する能力」（星加〔2016〕は、これを「本質的な能力」とする）を有しているという意味である。このことを前提に、合理的配慮の不提供をも雇用差別であるとしている。

このような ADA 法の目的は、署名式の大統領演説にあるように、「アメリカン・ライフの果実を、障害者も公正にしかも正当に享受できることを保障する」（上野訳、1991）ことである。すなわち障害者が「同じスタートラインに立ち、同じ条件で競争できる」（田中、1991、p. 79）という意味での機会平等の保障である。

このような意味での機会平等の下では、合理的配慮の提供によっても必須業務を遂行する能力を有していない障害者は、ますます排除されることになりかねないのではないかという懸念が表明されてきた。たとえば花田（1991、pp. 127-130）は次のように述べている。

こと雇用に限っては、「本来の業務」と限定したうえにせよ、一般企業の雇用水準が認められた者、だけに対象を絞り込んでいるのだ。・・・中略・・・あまりにそれだけ強調されると、つい、それ以外の者はどうしてくれるのか、どうなってもいいと言うのか、なんて反発したくもなってしまうし、そこに一種の能力主義的なものを感じないではすまなくなるのだ。言ってみれば、アメリカ社会の活力の原動力、となつていられる個人主義・能力主義なのだろうか。・・・中略・・・

経済効率に価値観を置く限り、重度障害者はまさに救いようがないのだ。戦後の重度障害者運動は、まさにそうした経済的稼働能力オンリーの価値観の枷から、どう解放され、どう超克して行くかの闘いでもあったのだ。

また重度知的障害者の施設職員である夏目（2012）は、次のように書いている。

障害学の社会モデル的な考え方は、障害者の能力を低く見積もっていたり、いわゆる「合理的配慮」の不足を障害者の能力の不足に転嫁するような不当な社会的差別の解消には有効であるし、能力ある障害者は救われる。しかし私が施設で関わっているような最重度の知的障害の人々、労働能力かつ言語能力のない人々のことを考えるとき、いわば能力主義の洗練につながっていくような社会モデルの考え方では、行き詰まってしまうように感じるのである。理性からも生産性からも二重に疎外された人々には、思想を編み出すことも困難であるし、労働による自己の有能性の証明の途も閉ざされている。

花田の指摘にあるように、戦後の重度障害者運動は、まさに能力主義からの解放をめざすものであった。そうした観点から、合理的配慮の考え方は当初から批判され、それが今日まで継続している。にもかかわらずこのことについての検討が十分に行われてこなかったのである。

※ 堀正嗣（2018）合理的配慮をとらえなおす—能力主義批判の視点から。障害学研究, 13, 110-124. から出題にあたり一部改変して引用しました。本文中の引用文献の記載は省略しました。

別紙資料（生活科学）

この部分に記載されている文章
については著作権法等の問題か
ら公表することができませんの
でご了承願います。